

授業科目名	法と政治 Law and Politics
授業科目群	基礎法学・隣接科目
標準学年	1・2・3年次
必修・選択の区別	選択
開講学期	後期
開講曜日・時限	火曜日・3時限
単位数	2単位
担当教員名	熊野直樹 (Kumano Naoki)
授業の目的	本授業の目的は、司法と政治との関係が弛緩して、結果的には司法が政治に屈服した極限事例であるナチス「不法国家」の成立過程における司法の役割とその司法に対する戦後東西ドイツにおける裁判のあり方を比較検討することによって、政治からの「司法権の独立」と「裁判官の独立」の意味を省察することにある。その際に、重要な法理論ともなった再生自然法論と法実証主義とを検討し、各自が討論を通じて両理論の見解を深めることも本授業の目的である。
履修条件	特になし。
到達目標	カリキュラムマップ、到達目標科目対応表及び学修ロードマップを参照のこと。
授業の概要	<p>本授業では、ナチス「不法国家」の成立過程における司法の役割について検討し、その司法が戦後東西ドイツにおけるナチズム裁判においてどのように裁かれたのかについて検討を行う。以上を通じて、司法と政治との緊張関係の実態について理解を深めるとともに、政治からの「司法権の独立」の持つ意味を演習形式の授業での討論を通じて、深めていく。</p> <p>While man often tends to think of Nazi Germany as a zone of lawlessness, the Nazi regime and its policies of persecution maintained by judges, lawyers and jurists. This course focuses on why German jurists were attracted to the Nazi Regime, how these legal professionals lent their skills and knowledge to a system of injustice, and whether they were held accountable for their Nazi-era action after World War II.</p>
授業計画	<p>第1回 プロローグ:ガイダンス(授業内容、授業方法、単位認定の方法の説明)</p> <p>第2回 ナチス「不法国家」の成立(1):ヴェーバーの支配の諸類型</p> <p>第3回 同(2):「合法的支配」としてのヒトラーの政権掌握</p> <p>第4回 同(3):「合法的支配」から「カリスマ的支配」へ(上)</p> <p>第5回 同(4):「合法的支配」から「カリスマ的支配」へ(下)</p> <p>第6回 同(5):まとめと討論(その一)</p> <p>第7回 同(6):まとめと討論(その二)</p> <p>第8回 戦後ドイツにおけるナチズム裁判と「ベルリンの壁裁判」(1):二つのニュルンベルク裁判</p> <p>第9回 同(2):旧東ドイツにおけるナチズム裁判</p> <p>第10回 同(3):旧西ドイツにおけるナチズム裁判(上)</p> <p>第11回 同(4):旧西ドイツにおけるナチズム裁判(中)</p> <p>第12回 同(5):旧西ドイツにおけるナチズム裁判(下)</p> <p>第13回 同(6):統一ドイツにおける「ベルリンの壁」裁判</p> <p>第14回 まとめと討論(その一)</p> <p>第15回 まとめと討論(その二)</p>

授業の進め方	授業は、講義形式と演習形式による。第2～5回、第8～13回は、講義形式、第6～7回、第14～15回は、演習形式で行う。授業後半の10分間で、授業内容に関するコメントを、毎回ミニレポートとして作成し、提出してもらう。講義形式では、途中で質疑応答形式の時間を適宜設ける。演習形式では、出席者全員に発言を求める。授業中に、いずれの形式においてもミニレポートを作成し、提出してもらう。このミニレポートについては、次回の授業で内容紹介するとともに、適宜評釈を行う。
教科書及び参考図書等	授業開始前に、TKCを通じて、レジュメを配布する。授業は本レジュメを中心に行う。
試験・成績評価等	成績は、「授業中の発言・質疑応答・授業態度・ミニレポート」60点(4点×15回)+全授業修了後に課す小論文40点の合計によって評価する。1回あたりの授業の評点は総計4点であるが、授業中の発言、質疑への応答、授業態度、ミニレポートの内容等を考慮して総合的に評価する。 合否の判断は絶対評価で行い、合格者の成績評価は相対評価による。すなわち、評点順に上から30%は「A」、40%は「B」、30%は「C」とする。 なお、無断欠席並びに遅刻は厳禁。無断欠席は、3回目で登録を取り消す。遅刻は、その都度1回あたりの授業の評点から2点を差し引く。本授業でも、法科大学院学生便覧にあるように、「理由の如何を問わず4回以上欠席した者は、原則として単位の認定を行わない」ので、注意すること。
事前学習	配付するレジュメにあらかじめ目を通しておくこと。また、レジュメは授業に必ず持参すること。
課題レポート等	全授業修了後に授業内容をテーマとした小論文(2000字程度)を課す。
オフィスアワー	火曜日14時50分～15時50分(於:六本松地区)
その他	受講希望者は、第1回のガイダンスに必ず出席すること。 授業中において、本授業に直接関係のない学修(いわゆる内職)やスマホをいじる等の行為は当然厳禁。発見次第、退出を命じるとともに、1回の授業の評点から4点を差し引く。度重なる場合や行為が悪質である場合は、登録そのものを取り消す。